

規程第29号

国立研究開発法人建築研究所における保有個人情報の開示の実施方法及びその手数料等に関する規程を次のように定める。

平成27年4月1日

国立研究開発法人建築研究所理事長 坂本 雄三

国立研究開発法人建築研究所における保有個人情報の 開示の実施方法及びその手数料等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人建築研究所（以下「研究所」という。）における独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号。以下「令」という。）に規定する保有個人情報の開示の実施方法及びその手数料等について定めるものとする。

(開示の実施方法)

第2条 法第24条第1項の規定による独立行政法人等が定める開示の実施方法は、国立研究開発法人建築研究所における法人文書の開示の実施方法及びその手数料等に関する規程（平成27年4月1日規程第28号）（以下「情報公開実施規程」という。）第2条の規定を準用するものとする。

(手数料)

第3条 法第26条第2項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、開示請求に係る保有個人情報記録されている法人文書1件につき300円とする。

2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。

一 一の法人文書ファイル（情報公開実施規程第3条第2項第1号に規定する法人文書ファイルをいう。）にまとめられた複数の法人文書

二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

3 手数料は、現金又は郵便為替で納付しなければならない。

(写しの送付に要する費用)

第4条 令第13条第1項の規定により、開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に

要する費用は、郵便切手で納付しなければならない。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日規程第 29 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づく保有個人情報の開示の実施方法及びその手数料等に関する規程の廃止）

第 2 条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づく保有個人情報の開示の実施方法及びその手数料等に関する規程（平成 17 年規程第 4 号）は、廃止する。